所管　：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課・廃棄物現制課
文書名：廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するＱ＆Ａ（廃棄物処理を行う方向け）
リンク： http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/qa5.html
適用者：廃棄物処理を行う方

【記載項目抜粋】

Q5-5 廃棄物処理を行う者が行う感染防止策としてはどのようなものが考えられますか

Q5-5　廃棄物処理を行う者が行う感染防止策としてはどのようなものが考えられますか。

A5-5　まずは、A5-3に示したような、手洗い等の励行や手洗い等の前に顔に触れないこと、健康管理や定期的な体温の測定、「３つの密」を避けること、不要不急の外出自粛や室内の換気、マスク着用や咳エチケットによる他人への感染回避などの感染防止策を、各従業員が徹底してください。

その上で「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている

・ 収集運搬や廃棄物の手選別、運転席が開放された状態の重機の運転などの廃棄物に接触する作業を行う場合の**手袋、マスク、その他の個人防護具の使用**や、肌の露出の少ない**作業着（長袖・長ズボン）の着用**

・作業終了後の**手洗い及び手指消毒等の実施**

・運搬車両や施設等で手や防護服等が触れた箇所の清掃及び0.05%次亜塩素酸ナトリウムや70%濃度のアルコール、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれる家庭用洗剤、有効塩素濃度80ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上）の次亜塩素酸水、遊離塩素濃度25ppm以上の亜塩素酸水（有機物の存在する環境下を想定）等を用いた消毒等の実施**（使用方法等の詳細については下記に記載した厚生労働省等のウェブサイトを確認のこと）**

・休憩、着替え及び車両による移動等の際の**３密の回避、換気の実施並びにマスク未着用での近距離での会話の自重**

などを実施してください。

Q5-13　自宅療養者の居る家庭や宿泊療養施設からすてられるごみからの収集作業員等への感染防止のため、ごみやごみ袋の表面に次亜塩素酸ナトリウム等の消毒剤を噴霧することは有効でしょうか。

Q5-13　自宅療養者の居る家庭や宿泊療養施設から捨てられるごみからの収集作業員等への感染防止のため、ごみやごみ袋の表面に次亜塩素酸ナトリウム等の消毒剤を噴霧することは有効でしょうか。

A5-13　新型コロナウイルスに対して消毒等の効果があると考えられている物としては、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール、家庭用洗剤（界面活性剤）、次亜塩素酸水、亜塩素酸水、熱水があります。なお、どの消毒剤等を利用する場合でも、使用方法、有効成分、濃度、使用期限などを確認してください。感染予防に有効な消毒剤等の種類、使用方法等の詳細については下記に記載した厚生労働省等のウェブサイトをご覧ください。

ただし、**消毒剤の噴霧では、ごみやごみ袋の表面に消毒剤がまんべんなく行き渡らず、結果として不完全な消毒となって有効ではない可能性や消毒実施者の健康被害につながる危険性など**がありますので、**消毒剤を用いる場合は、消毒液に浸したタオル、雑巾等により丁寧に拭き取りを行う必要**があります。

これらのことから、ごみ袋の表面の消毒を行う場合は、消毒液に浸したタオル等でその全面をまんべんなく拭く手間と、**袋を二重にすることで十分同等の効果が得られる**こととを考慮して判断することが適切です。